

利用までの流れ



- ① 社会福祉協議会へ申請書を提出 ② 申請内容を審査（訪問調査等）
③ 決定等の結果を郵便でお知らせ ④ 利用者負担金支払い（後述）
⑤ 利用開始は負担金の支払い確認後となります。確認後、除雪実施者（町内会や NPO 法人等の本会が委託した団体）からご連絡いたします。

利用者負担額

世帯区分に応じた負担金をお支払いいただきます。（一冬あたり）

①生活保護世帯	無料
②市民税非課税世帯	5,000円
③市民税課税世帯	10,000円

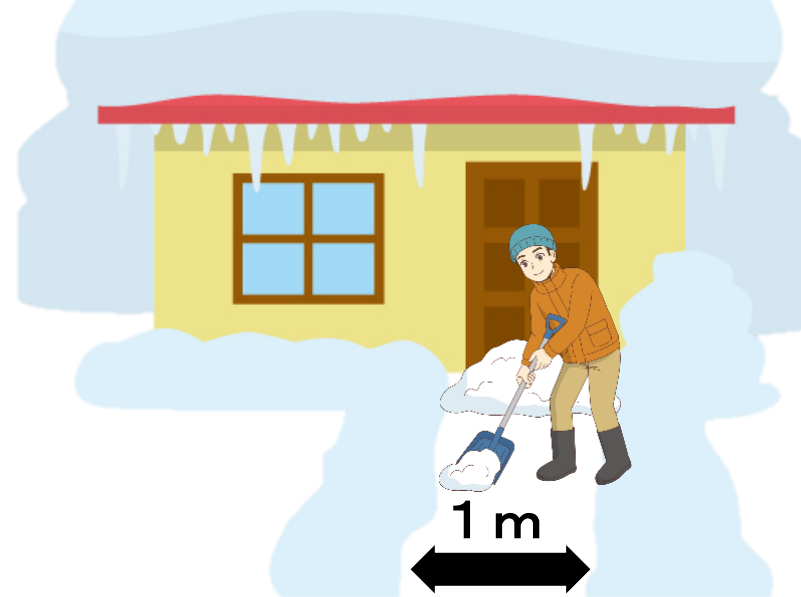
※決定通知送付の際に、負担金の納付書を同封します。納付書記載の期限内にお支払いください。

※令和8年2月1日以降に利用開始の場合、負担金は半額とします。

※利用がないまま中止した場合、全額返還します。（要申請）

※令和8年1月31日までに利用中止の場合、半額返還します。（要申請）

令和7年度 恵庭市社会福祉協議会高齢者等 玄関前除雪サービス事業のご案内



この事業は、除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保し、降雪による閉じ込め防止を目的とした事業です。

【お問い合わせ先・申請先】

社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会 事業推進課

TEL：32-0007 FAX：29-5833
住所：〒061-1446 恵庭市末広町124番地

除雪の内容



● 除雪の実施期間

令和7年12月から令和8年3月まで

● 申請書の受付期間

令和7年9月1日から令和7年10月15日まで

※期日までに提出がない場合、本サービスを受けられない場合があります。期日までに提出が不可能な場合はご相談ください。

● 除雪の範囲

玄関から公道まで概ね1m幅通路の確保を行います。

※車面前の除雪は行いません。希望する場合は、別途負担金が発生します。(1シーズン課税世帯10,000円、非課税世帯5,000円、生活保護世帯無料)

※市営住宅を含むアパート・マンション等の集合住宅の場合、他の居住者も使用する共用部分（階段等）の除雪は行いません。

● 除雪を実施するとき

原則、恵庭市による道路除雪が行われた場合（目安として10cm程度の積雪）で、当日中に行います。
また、除雪の実施は1日1回までとします。

※作業時間の指定はできません。また、大雪や吹雪の際は作業する方の危険を伴うため行いません。

利用対象者

このサービスは、市内に居住し、下記の各号のいずれかに該当する要件を満たし、かつ支援を依頼できる親族等が500m以内に居住していない世帯とします。

（自宅以外（入院中や介護保険施設等）への居住は対象となりません。）



(1) 65歳以上の方だけで構成され、身体上の理由により自力除雪が困難な世帯。

※自力除雪の可否は、本人の疾病（通院・投薬）や既往歴、現在の身体状況を把握して判断します。

※65歳未満の方は、障害者手帳や介護認定の内容を自力除雪可否の判断基準とします。

※世帯全員が85歳以上で構成される世帯は自力除雪が困難と判断します。

(2) 介護保険制度で要介護1～5と認定された方により構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯。

(3) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方により構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯。

(4) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方により構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯。

(5) 療育手帳A判定及びB判定の交付を受けている方により構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯。

※利用者負担金については、裏面をご覧ください。